

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
休みの日
とさせていただきます）

◇選管告示

目次

- 衆議院議員総選挙における選挙長等の選任
- 衆議院議員総選挙における選挙長が事務を行う場所
- 衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画
- 衆議院議員総選挙における各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時等
- 衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式
- 衆議院議員総選挙における仮投票用封筒等に押すべき印
- 衆議院議員総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等
- 衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等
- 衆議院議員総選挙における選挙会の場所等金額
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任
- 最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式

◇選挙長告示

最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合の投票用紙の様式
最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等に押すべき印
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等
衆議院議員総選挙において選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

- 一 選挙長 米子市明治町八番地 加藤章
- 二 選挙長の職務代理者 鳥取市西品治八六一番地 山中昭栄

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

衆議院議員総選挙立会演説会開催計画

一 立会演説会の方法

班別編成の方法による。

二 立会演説会を開催する予定の日時及び会場

日		時		開催		会場			
月日	曜日	開始時刻	開催	会場	月日	曜日	開始時刻	開催	会場
九月二十一日	金	午後一時三十分	岩美町	岩美町中央公民館講堂	九月二十一日	金	午後一時三十分	西伯町	西伯町中央公民館大集会室
" 二十二日	土	" 七時三十分	鳥取市	鳥取市立遷番小学校校体育館	" 二十二日	土	" 七時三十分	米子市	米子市立明道小学校校体育館
" 二十三日	日	" " " " " "	郡家町	郡家町中央公民館大集会室	" 二十三日	日	" 一時三十分	日南町	日南町中央公民館大集会場
			智頭町	智頭町総合センター大集会室				境港市	境港市民会館ホール

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙における立会演説会において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

表 折目

昭和五十四年執行 衆議院議員総選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
------------------------	---------------------

一日時 昭和五十四年九月十八日 午後五時十分
二場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

表

昭和五十四年執行 衆議院議員総選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
------------------------	---------------------

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和五十四年九月二十日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

二 日時 昭和五十四年十月十日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、一千二百六十三万二千五百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和五十四年十月七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 審査分会長 米子市明治町八番地 加藤 章

二 審査分会長の職務代理者 鳥取市西品治八六一番地 山中 昭 栄

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

昭和五十四年十月七日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)

折目	折目	折目
<p>最高裁判所裁判官</p> <p>国民審査投票</p>		<p>○ 注 ちゆう 意い</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄にXを書くこと。</p> <p>二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、なに か 何も書かないこと。</p>
		<p>さいらん Xを書く欄</p> <p>さいばんかん 裁判官の名</p>

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

第十四条第三項の規定により、次のとおり定める。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

表

最高裁判所裁判官

国民審査投票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

裏

(Blank area for the reverse side of the ballot paper)

備考

- 1 用紙は、淡紅色とし、文字は、黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。
- 3 裁判官の名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

昭和五十四年十月七日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合における投票用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第七条の規定により、

折目	折目	折目	折目	折目
最高裁判所裁判官 国民審査投票				

鳥取県 選挙管理 委員会印

次のとおり定める。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

表

最高裁判所裁判官 国民審査投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
--------------------	---------------------

裏

--

備考

- 1 用紙は、淡紅色とし、文字は、黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

昭和五十四年十月七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

昭和五十四年十月七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は、次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)第三十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 二 日時 昭和五十四年十月十日 午前十一時三十分

選挙長告示

衆議院議員総選挙鳥取県選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときをくじを行う場所及び日時を次のとおり定め、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年九月十七日

衆議院議員総選挙鳥取県選挙区選挙長 加 藤 章

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和五十四年十月四日 午後五時十分